

議案第49号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和49年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「病院」の次に「又は診療所」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

へき地勤務医師等修学資金に係るへき地医療機関等に知事が指定する診療所を加えるため、
所要の改正をしようとするものである。